

鹿角市公告第 176 号

森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 35 条第 1 項の規定により経営管理実施権配分計画を定めることとしたため、同法第 37 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理実施権配分計画については下記場所において縦覧に供する。

令和 3 年 10 月 22 日

鹿 角 市 長 関 厚

記

- 1 経営管理実施権配分計画対象森林
 ・別紙のとおり
- 2 経営管理実施権の設定を受ける林業経営者
 住 所 鹿角市花輪字合野 18 番地 3
 名 称 鹿角森林組合
 代表者 代表理事組合長 成田 尚平
- 3 縦覧場所 鹿角市農地林務課 鹿角市ホームページ
- 4 本公告により、森林所有者及び市に経営管理受益権が、2 の林業経営者に経営管理実施権が設定される。